あいおいニッセイ同和損保

製造・販売された製品や商品の欠陥による 賠償リスクに備えたい方に



PL保険(生産物賠償責任保険)

令和5年10月以降保険始期用



MS&AD INSURANCE GROUP



まだ誰も知らない安心を、ともに。

PL保険

(生産物賠償責任保険)



PL保険(生産物賠償責任保険)

貴社の提供する生産物(販売・サービスも含む)によって発生した 他人の身体の障害または財物の損壊について、 貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。





たとえば、このような事故が原因で 損害賠償金を請求された場合に、保険金をお支払いします。

製造・販売・飲食業の場合

製造または販売された製品や商品の 欠陥による偶然な事故

製造業

製造した製品の 欠陥が原因で お客さまがケガをした。



販売業

販売の際、誤った 使用方法を教えたため お客さまがケガをした。



飲食業

販売した飲食物がもとで お客さまが 食中毒になった。



工事や作業を行う事業の場合

工事、作業ならびにサービス業務といった仕事の完了(引 渡し)後、その仕事の結果によって発生した偶然な事故

防水工事の欠陥が原因で お客さま宅の内装や家財に 損害を与えた。



看板の取付け工事完了後、 作業の欠陥が原因で 看板が倒れ、 通行人がケガをした。



PL保険で補償する法律上の損害賠償責任の範囲は 製造業の製品(PL法による責任)に起因するもの以外に 販売・作業等(債務不履行責任等)に 起因するものも含みます。

ご契約にあたって

1 対象業種について

PL保険(生産物賠償責任保険)は、次のお客さまがご加入いただけます。

- ◎食料品製造販売業者、飲食店、デパート、化粧品店、電気・ガス器具製造販売業者、各種機械器具製造販売業者など生産物(製品・商品)を製造 もしくは販売するお客さま
- ◎土木建築業者、電気関係装置施工業者、機械修理業者、各種機械器具据付業者など工事請負業者のお客さま ※旅館、ホテル、IPガス製造・販売業者等のお客さまについては、ご加入いただけません。別途、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の被保険者は、次のとおりとなります。

- ①記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。)
- ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
- ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
- ④記名被保険者の使用人
- ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- ※上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

3 保険期間(ご契約期間)と補償の対象となる事故について

保険期間は、1年間です。

保険期間中に発生した事故が 補償の対象となります。

保険期間中になされた損害賠償請求を 補償の対象とする場合については、

Р6 [損害賠償請求ベース特約]をご参照ください。

保険期間(1年間)

対象となる事故



製造・販売 仕事の完了



対象とならない事故

基本

基本契約でお支払いする保険金

貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る 以下の損害を補償します。



損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。



損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、**損害の発生または拡大の** 防止のために要した必要または有益であった費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、**権利の保全または行使に** 必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の 防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損 害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたこと によって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護 その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社 の同意を得て支出した費用

協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て 支出した**訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解**もしくは**調停に要し** た費用またはその他権利の保全もしくは**行使に必要な手続きを** するために要した費用



オプション補償(別に定める保険料を払込みいただくことで)

業種によってさらに手厚くなる補償もご用意しました。



▼ 生産物自体の補償に関する特約

生産物または仕事の目的物に起因する対人・ 対物事故が発生した場合に、事故の原因と なった生産物もしくは仕事の目的物の損壊 またはそれに伴う使用不能に対する損害を 補償します。



☑ 食中毒•特定感染症利益補償特約

事故により営業が休止または阻害されたときの減少した**営業利益や経常費(人件費等)**および**収益減少防止費用等**を補償します。



☑ リコール費用補償特約

生産物または仕事の目的物に起因する 対人事故が発生した場合に、**生産物の回収 等にかかる費用**を補償します。

☑ 不良完成品損害補償特約

対象生産物が原材料・部品等として

によって被る損害を補償します。



▼ 使用不能損害拡張補償特約

生産物または仕事の目的物に起因する 偶然な事故による他人の財物の損壊 を伴わないその財物の使用不能によって 被る損害賠償金等を補償します。



▼ 被害者治療費等補償特約 (注

事故の被害者に支払った**治療費・ 葬祭費・見舞金等**を補償します。

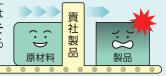


日本の裁判所における**訴訟、調停等の** 対応に必要な諸費用を補償します。



▼ 不良製造品損害補償特約 対応に必要な諸費

生産物またはそれが使用された 完成品により製造・生産または 加工された財物の損壊またはそ れに伴う使用不能によって被る 損害を補償します。



☑ 初期対応費用補償特約 注

▼訴訟対応費用補償特約^注

事故の初期対応(調査・派遣・現場の 後片づけ等)に必要な諸費用を補償 します。



お支払いする保険金および費用保険金のご説明「生産物賠償責任保険

基本

基本契約(賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)

次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊(注1)に ついて、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)製造・販売、飲食業等の場合

被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といい ます。)に起因して生じた偶然な事故

(2)工事や作業を行う事業の場合

被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の 結果に起因して、仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は 引渡しをいいます。)または放棄の後、生じた偶然な事故

- (注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または 紛失を含み、詐取または横領を除きます。
- (注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者 をいいます。
 - ①記名被保険者
 - 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。
 - ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人 の業務を執行するその他の機関
 - ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④記名被保険者の使用人
 - ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行
 - に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

●お支払いの対象となる損害の範囲

①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの 遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことに より代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のため に要した必要または有益であった費用

③権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続 をするために要した費用

4緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のため に必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないこ とが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、 およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用

当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険 者が当社に協力するために要した費用

6争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出し た訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(●お支払いする保険金の額

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、 次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払 限度額が限度となります。

②損害防止費用 基本契約の +保険金の額 - ①損害賠償金 ③権利保全行使費用 免責金額 (自己負担額) 4、緊急措置費用

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、 ⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の① の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- •保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- •被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合に おいて、その約定によって加重された損害賠償責任
- •被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に つき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- •被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- •被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に 起因する損害賠償責任
- •戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- •地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責 任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利 用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プル トニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反 応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質 またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害 賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起 因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ●保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間 中に発生した事故に基づく損害賠償責任
- ◆次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質 または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不 能を含みます。)について負担する損害賠償責任 ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた
- ◆故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した 生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

- •仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因 する損害賠償責任
- •完成品(生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等と して使用された財物をいいます。以下同様とします。)の損壊またはそれ に伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- 製造・加工品(注)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する 損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能また は性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 ①医薬品等 ②農薬取締法第2条(定義)に規定する農薬 ③食品衛生法 第4条に規定する食品
- •LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任

(注)次の財物をいいます。

①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された 財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、 選別、検査、修理、包装または加工された財物

■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次 の行為に起因する損害賠償責任

①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立 会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学 的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うこと を許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行 うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与 または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以 外の個人が行うことを許されている場合を除きます。③はり、きゅう、あんま、マッ サージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅ う師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 4) 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッ サージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤理学療法士、作業療法 士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

■次の費用を負担することによって被る損害

生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他 の適切な措置に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、 損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)

など

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。 詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

オプション補償(任意にセットできる主な特約と補償内容)

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる 主な特約とその概要は下記のとおりです。

特 約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合
生産物自体 の 補 償 に 関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物(注)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下「事故原因生産物」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。免責金額(自己負担額)は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」 に同じ
リコール費用 補 償 特 約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を自担したことにより被った損害(記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます。)に対して、保険金をお支払いします。 ***********************************	・基本契約の「保険金をお支払 いできない主な場合(共通)」 に同じ
不良完成品 損 害 補 償 特 約	完成品(生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物)の 損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の 部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ● お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ● お支払いする保険金の額 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の合算額からこの特約についての保険証券記載の 免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約に ついての保険証券記載の支払限度額(保険証券に記載のない場合は100万円とします。)を限度とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合次のいずれにも該当する場合の損害 ・完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能であること。 ・生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること。など
不良製造品 損 害 補 償 特 約	財物または生産物もしくは完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、 修理、包装もしくは加工された財物)の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質 または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について被 保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の合算額からこの特約についての保険証券記載の 免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、1事故および保険期間中について、この特約に ついての保険証券記載の支払限度額(保険証券に記載のない場合は100万円とします。)を限度とします。	いできない主な場合(共通)」に同じ

保険金をお支払いできない

主な場合

• 保険契約者または被保険者の

故意もしくは重大な過失に

よって生じた事故による損失

•被保険者の故意または重大な

•戦争、外国の武力行使、革命、

政権奪取、内乱、武装反乱その

他これらに類似の事変、暴動、

労働争議または騒擾によって 生じた事故による損失

・地震、噴火、洪水、津波または

• 脅迫、恐喝等の目的をもって

行われる被保険者の営業に

対する妨害行為によって生じ

など

た事故による損失

損失

高潮によって生じた事故による

生じた事故による損失

過失による法令違反によって

オプション

特 約

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損失または損害の範囲・お支払いする保険金の額)

次のいずれかに該当する事故により、保険証券記載の被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。)に対して、保険金をお支払いします。

①保険証券記載の被保険者の営業施設(以下「施設」といいます。)における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限ります。②施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置③別表に掲げる感染症に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、別表に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

<別表>感染症の種類

食 中 毒・ 特定感染症 利 益 補 償 特 約 ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。) ⑫中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。) ⑬鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスをあってその血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限ります。) ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯陽管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス

●お支払いの対象となる損失の範囲

喪失利益および収益減少防止費用

(●お支払いする保険金の額

保険金=収益減少額(注1)×直近の会計年度の利益率(注2) ー付保経常費のうち支出を免れた費用+収益減少防止費用(注3)

- (注1)前年同時期との対比で減少した収益の額をいいます。
- (注2)利益率=(営業利益+付保経常費)÷営業収益
- (注3)支払期間内において、営業収益の減少の発生または拡大を防止するために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ※1 上記の営業利益および利益率等については、営業につき特別な事由を考慮した、公正な調整を行うことがあります。
- ※2 ご契約保険料の算出の基礎となる付保項目(営業利益、付保経常費をいいます。)の合計額が、事故発生直前12か月の営業収益に利益率を乗じた額より少ない場合は、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。

使用不能損害拡張補償特約

基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能(注)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。

- 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 (注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。

●お支払いの対象となる損害の範囲

基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ

●お支払いする保険金の額

1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。

■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」 に加え、以下の場合

- ・被保険者によってまたは被保 険者のために被保険者以外 の者によってなされた契約の 履行不能または履行遅滞に 起因して発生した純粋使用不 能損害
- 生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任

など

基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。

- •被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用
- •被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用
- ※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。

被害者治療費等補償特約

●お支払いの対象となる損害の範囲

次の治療費等を負担することによって被る損害

①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。)に限ります。ただし、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④に規定する費用を含みません。/②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。/③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用

●お支払いする保険金の額

次の額を限度として保険金をお支払いします。

- ア.被害者1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度(見舞品の購入費用については3万円が限度)
- イ.1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額
 - •基本契約の身体障害の1事故の支払限度額
 - 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額

■基本契約の「保険金をお支払 いできない主な場合(共通)」 に加え、以下の場合

- ・治療費等を受け取るべき者 (被害者を含みます。以下同様とします。)の故意。ただし、 その者が治療費等の一部の 受取人である場合には、保険 金をお支払いできないのは その者が受け取るべき金額 に限ります。
- •保険契約者、被保険者または 治療費等を受け取るべき者 の自殺行為、犯罪行為または 闘争行為
- •被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- 被害者の心神喪失
- 被害者の妊娠、出産、早産または流産

など

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない 特 約 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額) 主な場合 基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事 •基本契約の「保険金をお支払 故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被 いできない主な場合(共通)」 る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して 日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する 訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意 を得て支出した費用に限ります。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借 訟 費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験 応 費 費用は含みません。) ③相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用 償特約 人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費 または宿泊費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払 いします。 •基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 •基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 • 1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合は その額 基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める •基本契約の「保険金をお支払 事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによっ いできない主な場合(共通)」 て被る損害に対して、保険金をお支払いします。 に同じ (●お支払いの対象となる損害の範囲 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的 対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止ま たは事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て 支出した費用に限ります。 初期対応 ①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みま せん。) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に 事故原因を調査する場合に限ります。) ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の役員 償特約 または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費の通信費 ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払 いします。 基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 •基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 •1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合は その餌

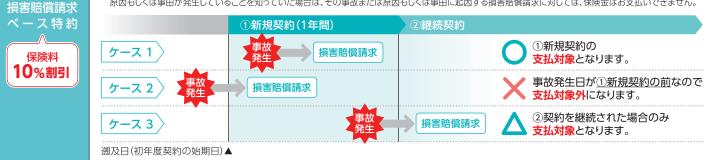
オプション

保険料をお安くできるオプション補償と補償内容(任意にセットできる特約と補償内容)

保険期間中になされた損害賠償請求を支払対象とする特約です。

基本契約では、保険期間中に発生した事故(他人の身体の障害または財物の損壊)がお支払いの対象となりますが、この特約をセットした場合には、保険期間中になされた損害賠償請求がお支払いの対象となります。ただし、ご契約時に設定した遡及日(通常、当社との初年度契約の始期日を設定します。)以降に発生した事故に限ります。

※この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償請求に対しては、保険金はお支払いできません。



○主な保険料割引制度

共通支払限度額(CSL)特約割引

PL保険(生産物賠償責任保険)の身体障害・財物損壊の 支払限度額を合算設定する場合



PL保険(生産物賠償責任保険) の保険料を

0%割引

セット割引

下記3種目のうち、2種目以上を1申込書かつ 保険期間1年以上でご契約

施設所有(管理)者 賠償責任保険

請負業者 賠償責任保険

PL保険 (生産物賠償責任保険)

※セット割引を適用できる保険契約は、当社単独または当社幹事契約に限ります。



それぞれの種目の保険料を

5%割引

ISO/HACCP等割引

PL保険(生産物賠償責任保険)の契約締結日時点で、 次の(1)(2)いずれかの条件を満たしている場合

- (1)契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業 ①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ ③ISO22000シリーズ ④HACCP ⑤エコアクション21 ⑥環境プランナー報告書 ⑦エコステージ (認証レベル1~5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外)
- (2)契約締結日時点で、上記(1)①~④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業。 ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済である場合に限ります。 ①ISO9000シリーズ=「品質マニュアル」 ②ISO14000シリーズ=「環境管理 マニュアル」 ③ISO22000シリーズ=「食品安全マニュアル」 ④HACCP= 「導入プラン、導入スケジュール」
- ※認証状または認証書のコピー(取得前の場合は、マニュアル等のコピー)を ご提出いただきます。



PL保険(生産物賠償責任保険) の保険料を

20%割引

ご注意いただきたいこと

●複数のご契約があるお客さまへ (補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済 契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、 補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約 の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、 いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のう え、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、その ご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約 内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっ ても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込 んでいただきます(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。 (注)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発 行することとしていますので、お確かめください。

●保険料の確定精算について

この保険契約は年間の見込みの売上高または完成工事高(以下「保険料算出の基礎数 値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間(ご契約期 間)終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精 算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算 出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方 式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の 点にご注意ください。

- •この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間) の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払込みいただきます。
- ※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- •保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ●保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・ 請求はいたしません。
- •保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支 払いできない場合があります。

- •保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまた は下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- ※企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが 明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約は セットできません。
- •ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行 わず、普通保険約款・特別約款・特別に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

事故が起こった場合

【事故が起こった場合の手続き】

- •事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。 ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を お支払いすることがあります。
- •この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご 連絡の際にお申し出ください。

【示談にあたって】

PL保険(生産物賠償責任保険)には、被保険者に代わって事故の相手(被害 者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる 被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず 当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、 損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がない と認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

事故が起こった場合は、

遅滞なく代理店・扱者または下記までご連絡ください。

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

▶共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社 が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割 合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- ●このパンフレットは「賠償責任保険普通保険約款」「生産物特別約款」および各々の「特約」で構成された「PL保険(生産物賠償責任保険)」の概要を説明したもので す。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」を ご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・ 扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行する こととしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料 領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届か
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の 領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員 と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談·お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101(大代表) https://www.aioinissaydowa.co.jp/